様式第１号（第３条関係）

【附属機関名称】会議概要

会　議　名	足立区成年後見制度審査会（令和７年度第３回）
事　務　局	足立区福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課権利擁護推進係
開催年月日	令和８年　３月１２日（木）
開 催 時 間	１４時５８分　開会　～　１６時５７分　閉会
開 催 場 所	すこやかプラザ　あだち　大研修室W
出　席　者	（委員） 八杖会長、細川副会長、長島委員、今岡委員 （職員） 医療介護連携課：徳井課長、石河高齢援護第一係長、 立川権利擁護推進係長 障がい福祉センター：高橋所長 障がい援護課：柳瀬課長 和田基幹相談・権利擁護係長、 村滝基幹相談・権利擁護係主査 生活支援推進課：小林適正化推進係長 社会福祉協議会：髙橋福祉事業部長、 平成年後見センターあだち課長、 加藤権利擁護センターあだち課長、 山本基幹地域包括支援センター西部課長
欠　席　者	福祉管理課：森田課長 西部福祉課：飯塚課長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：秦課長 社会福祉協議会：結城地域福祉部長 医療介護連携課：安香高齢援護第二係長 障がい福祉課：佐々木障がい施策推進担当係長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：田中精神保健担当係長
会 議 次 第	別紙のとおり
資　　料	
そ　の　他	

様式第２号（第３条関係）

（審議経過）

○徳井医療介護連携課長　大変お待たせいたしました。本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、事務局の福祉部医療介護連携課長の徳井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方へ委嘱の更新と、新たに委員に選出された方がいらっしゃいますので、委嘱状の交付を行わせていただきたいと思います。

なお、交付につきまして、本来であれば足立区長が来て、委嘱状交付をさせていただくところでございますが、他の公務のため出席できませんので、恐縮ですが、私が区長代理として行わせていただきます。恐れ入ります。お名前を呼ばれましたら、こちらにお越しいただきますようお願いいたします。

八杖友一様、お願いいたします。

委嘱状　八杖友一様　足立区成年後見制度審査会委員を委嘱いたします。令和８年１月２５日　足立区長　近藤やよい。

よろしくお願いいたします。（拍手）

細川史寿様。

委嘱状　細川史寿様　足立区成年後見制度審査会委員を委嘱いたします。令和８年１月２５日　足立区長　近藤やよい。

よろしくお願いいたします。（拍手）

長島明子様。

委嘱状　長島明子様　足立区成年後見制度審査会委員を委嘱いたします。令和８年１月２５日　足立区長　近藤やよい。

お願いいたします。（拍手）

今岡健様。

委嘱状　今岡健様　足立区成年後見制度審査会委員を委嘱いたします。令和８年１月２５日　足立区長　近藤やよい。

お願いいたします。（拍手）

それでは、改めてということで、委員の皆様からそれぞれ一言ずつお願いしたく存じます。

八杖先生からお願いしても大丈夫でしょうか。

○八杖委員　弁護士の八杖と申します。前年度からは途中で今岡先生が入られましたけれど、私以外全員変わってしまったということで、少しどきどき感がございますが、足立区の成年後見の制度がよりよいものになるように、審査会で皆さんと一緒に議論していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○細川委員　司法書士の細川です。一応、今回初めてということですので、前回の会議録を見てきたんですけれども、前任の矢頭さんが、次回からぜひともフレッシュなメンバーでとおっしゃっていたのですけれど、全くフレッシュじゃなくて申し訳ないです。私も事務所も自宅も足立区でして、足立区のために何とかお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○長島委員　ぱあとなあ東京、社会福祉士の長島と申します。私も綾瀬在住でございまして、現在はどこも大きな組織に所属しての勤務はしておりません。完全に個人でフリーで成年後見の仕事を、足立区長申立を中心に２０１４年頃からやっております。地域で活動できるソーシャルワーカーを目指してこの活動を今やっているところでございますので、この会を機にさらに勉強を深めて、足立区のために貢献できたらなと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○今岡委員　千住公証役場の公証人、今岡でございます。昨年１１月からこちらの会議に参加させていただいているところです。公証役場の仕事とこちらの成年後見制度の審査会の仕事というのはつながりがあるところが多々あって、実際、成年後見制度の運用とかいろいろな実情的なところを前回の会議などでもお聞き

して、非常に勉強になりました。今後またいろいろと勉強させていただきたいと思いますし、また、こちらで適切な意見を述べることができれば、そういった形でこの会に役に立つように頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○徳井医療介護連携課長　ありがとうございました。任期は２年となります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和７年度第３回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

まずは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、全て一まとめにして席上に配付しております。内訳を申し上げさせていただきますが、途中で落丁がございましたら、事務局職員にお声かけいただきますようお願いいたします。資料は、足立区成年後見制度審査会次第と書かれたもの一式になってございます。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。あらかじめ御了承いただけますようお願いいたします。

また、発言の際には、恐れ入りますが、最初にお名前を述べてから発言してくださいますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、本日の出席委員数を報告いたします。委員定数４名のところ、全員出席ですので、条例（足立区成年後見制度審査会条例）第６条第２項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告いたします。

続きまして、会長の選任に進みます。同条例第５条で、審査会に会長を置き、委員の互選により定めるとされております。どなたか御推薦いただけますでしょうか。

○今岡委員　会長を八杖委員でいかがでしょうか。

○徳井医療介護連携課長　ただいま八杖委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○徳井医療介護連携課長　では、異議なしのお声がありましたので、八杖委員を会長に選任させていただきたいと思います。

八杖会長、御挨拶をいただければと思います。

◎八杖会長　皆さんの互選によって今推薦されまして、お引き受けさせていただきたいと思います。また、会長として、どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんも御承知のとおり、成年後見制度が新しく見直されるということになりまして、今年２月、先月に法制審議会で法務大臣に対して要綱案が答申されました。それが今回の国会で法案として提出されて、恐らく６月の国会だと思いますけれど、そこで特に問題がなければ成立して、恐らく施行は２年後ぐらいではないかと言われております。

どんな制度かといいますと補助一元化ということで、今までの成年後見・保佐・補助の３類型が廃止されて、補助制度に一元化されるということになりました。

その補助制度はどんな内容かというと、まず、必要性。どうして補助する必要があるのかという必要性をきちんと具体的に検討して、必要性がある場合だけ始めることができる。また、必要性がなくなったら終了する。今までは終わることができない制度と言われていましたが、今後は、必要性がなくなったら終わるという制度に変わるということになっています。

また、特色としては、御本人さんの同意、意向というところが、今までの後見よりもさらに重要だということになりました。後見という言い方自体がもうなくなって、補助という言い方になると思いますけれど、補助を始めるときに、本人の同意を得るということが、まず原則的な要件になるということです。また、後見人としても、今までは本人の意思の尊重と心情の配慮ということでしたけれど、今後は、本人の意向

把握義務というのが新たに追加されるということになっております。

また、この法案が通りますと、いよいよ今度は２年後の施行に向けて、自治体等でも、この足立区の利用促進協議会でも、足立区内でどう運用していくかということをしっかり詰めていかなければいけないということになります。

いろいろ変わりはあるでしょうけれど、ただ、今も将来のこういった改正を少し見越して、必要性のところであるとか、本人の意思のところを意識しながら今運用していただいていると思いますから、それほど大きく変わるということにはならないのではないかと、現時点で個人的には思っているところです。

この協議会を通じて皆さんと一緒に新しい補助制度をどうしていくかということを検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、挨拶としては以上とさせていただきまして、次に副会長の選出に移りたいと思います。条例の第５条に副会長を置き、委員の互選により定めるとされております。私から、隣にいらっしゃる細川委員を副会長に指名させていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎八杖会長　異議なしということですので、細川委員に副会長をお願いしたいと思います。

副会長の細川委員からも一言、先ほどの挨拶に加えて何かあれば、御挨拶いただければと思います。よろしくお願いします。

○細川副会長　副会長に御指名いただきました細川です。よろしくお願いいたします。先ほどに加えて何か特にとかはないんですけれども、副会長ということで、八杖会長をサポートしていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎八杖会長　ありがとうございました。

それでは、次第にしたがいまして本日の議事を進めたいと思います。

まずは議題１、令和７年度成年後見制度（区長申立）の利用状況について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○立川権利擁護推進係長　権利擁護推進係長の立川と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議題１、令和７年度成年後見制度（区長申立）の利用状況についてご説明いたします。

まず、区長申立審査会の状況についてご説明いたします。８ページ、資料１－１をご覧ください。こちらは区長申立審査会審査件数の推移です。４月から翌年３月までの年度の統計になります。令和２年４月から今年度は２月までの数値が入っております。①高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者とそれらの合計の表になっております。

色のついている行、年合計とありますが、こちらは年度の合計でございます。その隣の隣に虐待の列があります。ネットワーク協議会において提案されて、令和４年度から統計を取り始めましたが、ご覧のとおり年々増えております。区長申立審査会に諮る際の様式を改定・改良した際に虐待欄を追加したことと、いわゆるセルフネグレクトもカウントすることになった影響と考えております。特に知的障がい者においては、昨年度は３分の１、今年度は半数以上が虐待案件となっておりますが、障がい援護課の基幹相談・権利擁護係が中心になって精力的に取り組んでおります。

数字だけだと分かりづらいので、１０ページ、資料の１－３としてグラフ化したものを添付しました。令和３年度に一旦落ち込みましたが、おおむね右肩上がりになっております。また、どの年度においても高齢者が４分の３以上を占めていることが分かります。

なお、今月下旬に開催される審査会の案件は既に１０件以上を予定しておりますので、昨年度以上の数値となる見込みでございます。

次に、９ページに戻りまして、資料１－２をご覧ください。先ほどの区長申立審査案件を発見のきっかけになったところがどこになるかによって分類したものです。最終的にどこから区長申立につながったかという意味です。例えば、ふだんから地域包括支援センターやケアマネジャーが関わっている方でも、ひとり歩きをして警察に保護され、その結果、区長申立につながった場合は、包括やケアマネではなく、警察・消防にカウントされます。救急車で緊急搬送され、医療機関から区長申立につながった場合は、病院にカウントされます。

毎年度通して多いのは、病院、地域包括支援センター、介護・障がい施設、福祉事務所・保健所、ケアマネとなっております。今年度は、今のところ病院、地域包括支援センター、福祉事務所・保健所、介護・障がい施設、ケアマネの順となっております。

議題１、令和７年度成年後見制度（区長申立）の利用状況についての説明は以上となります。

◎八杖会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について御意見や御質問があったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私から１件ですが、令和７年度の３月については、高齢、知的障がい、精神障がいが空欄となっております。私が見ているのと同じでしょうか。

○立川権利擁護推進係長　空欄で大丈夫です。

◎八杖会長　空欄ですかね。それで、合計のところでは０となっていて、年合計８５という結論になっているんですけれど、これは３月分は含まれていないですね。

○立川権利擁護推進係長　含まれていないです。予定としては、十数件予定されていまして、去年の９５を超える見込みです。

◎八杖会長　分かりました。ありがとうございます。

続けてもう１件質問なのですが、発見のきっかけを拝見すると、今年は病院がものすごく多いんだなというのが数字上見えるんですけれど、これは何か病院さんから働きかけをして、たくさん上がってくるようになったとか、何かしら原因のようなものはあるんでしょうか。

○立川権利擁護推進係長　病院の支払いに困っていて、病院さんから連絡が来るのではないかと思います。

◎八杖会長　そうですね。基本的にはそういうことだと思うんですけれど、そういう場合に後見につなごうという意識が病院さんに増えたのは、何か理由があるのかなというところをお尋ねしたかったんですけれど、そこは何か分かりますでしょうか。

○徳井医療介護連携課長　医療介護連携課長、徳井でございます。

直接的には、さっき立川もお話ししましたけれど、病院側も金銭管理の観点から成年後見を知りたいというニーズが大変強くなってございます。この間、入退院相談交流会といって、病院のソーシャルワーカーの方等とお話しする機会があったんですけれども、そこでもやっぱり御要望があって、成年後見センターあだちの平課長に成年後見の話をしていただいたんですが、大変ニーズが強くなっているというような感じでございます。

◎八杖会長　ありがとうございます。いわゆる「頼れる身寄りがない人」という方が病院に運ばれた場合に、そのニーズというのが非常に顕在化してきていることなのかなと思いますが、頼れる身寄りがない人がもうスタンダードな社会にもなるというふうに言われておりますので、病院さんとの連携というのは、今後ますます重要になってくるのではないかなと思っ

ております。
　ちょうどこの課も、医療介護連携課というのに、昨年からでしたかね。
○徳井医療介護連携課長　令和６年度からです。
◎八杖会長　令和６年からですかね。変わって、そこを意識していらっしゃるのかなと思いますが、悪くない傾向かなと思っておりますので、引き続き連携をしていただければと考えております。
　ほか、何かございますか。
　今のところは大丈夫ですかね。
　では、議題１は以上とさせていただきまして、次に移りたいと思います。議題２が、課題と目標の進捗状況についてというものになりまして、これは足立区の中で成年後見利用促進基本計画に従って内部的な目標・計画として立てて、それをバージョンアップしてきたものになりますので、こちらについて、新しい委員の先生の方も多いと思いますので、御説明をお願いしたいと思います。
　立川係長、どうぞよろしくお願いします。
○立川権利擁護推進係長　権利擁護推進係長、立川です。
　それでは、議題２、課題と目標の進捗状況について、ご説明いたします。
　１１ページ、資料２をご覧ください。こちらは前回の制度審査会でご報告させていただいたときに、委員の皆様からご意見をいただき改めて作成したものになります。新しい委員の方もいらっしゃいますので、まず、課題と目標についてのこれまでの経緯からご説明いたします。
　当初の課題と目標は、令和４年の第２期成年後見制度利用促進計画を受けて、前任の係長が中心となって作成したものです。そのため全体に関わるものが多く、各課が抱える特有の課題といった個別的要素が少ないものでした。
　その後、何度か内容を更新していますが、その際に、各所管の意見が必ずしも反映されたものとは言えないものでした。今年度中間試案が出されたこともあり、内容を更新する必要が出てきたことに加え、ワードで作成されており見づらかったため、エクセルに作り直したいとの思いもありました。また、制度審査会においても、既に達成しているものもあり、今の形にフィットしたものに作り直すのはどうかというご意見も頂戴しておりました。
　このような経緯があり、課題と目標をアップデートする流れになり、令和７年度第３回成年後見（権利擁護）推進連絡会にて議題として上げ、刷新することといたしました。さらに、将来の民法改正を見据えて、改めて各課から出してもらい、整理したという経緯になります。
　それでは、まず、最初のページの表の見方をご覧ください。目標をあるべき姿、課題を阻害要因として、最新の状況で洗い出しをしていただきました。左端の通し番号の欄は、後ほどの各所管からの説明の際に使います。目標や課題の左側の記号ですが、黒星（★）は、当初からある課題と目標。白星（☆）は当初の課題と目標を一部修正したもの。二重丸（◎）は新規の課題と目標を意味します。ステータスの欄は、最新の状況を表しております。前回までは、丸（〇）や三角（▲）などの記号でしたが、分かりにくいという意見がありましたので、そのままの文字で記載することといたしました。完了、実施継続、着手、計画、未、保留の６段階になります。
　所管の欄は関係する所管で、右端は提出所属となりまして、障①なら、障がい援護課から提出された表の１つ目に記載されていたものという意味になります。同様に、保②は、足立保健所から提出された表の２つ目になります。
　それでは、内容について、現時点での話になりますが、今回新たに追加されたものを中心に、

各所管から簡単にご説明いたします。

まず、事務局からです。１９ページ、左端通し番号の４８をご覧ください。目標（あるべき姿）は、「改正民法に則した成年後見制度が運用されている」。課題（阻害要因）は、「現時点で改正内容や時期が確定していない」。なお、先日の法制審議会で要綱案が出されましたので、今後、国会審議等を経て可決・成立、公布され、令和１０年頃に施行されるのではないかと言われております。対策（案）は、「国等の動向を注視し、区の要綱等の改正が必要となった場合に遅滞なく行えるよう準備を進める」、としました。したがって、ステータスは計画段階としています。

事務局分は以上となります。

続きまして、成年後見センターあだち、平課長より説明をお願いします。

○平成年後見センターあだち課長　成年後見センターあだちからは、幾つか課題を出させていただいております。

まず、１２ページにあります８番のところです。これは、成年後見制度の相談を日々受けている中で、制度について、対応する職員や窓口の方にいろいろな知識が必要だなというところがありますので、そういうところについて記載させていただきました。いち早く成年後見制度につながるために、そういったところをきちんと研修等も含めて実施したいと思っております。

今回特に新しくではないのですが、未がいろいろあったのが、１４ページにあります区民後見人の育成のところでございます。ほかのところは、ほぼ継続実施という形で書かせていただいていますが、区民後見人の育成のところで、制度も変わっていく中で、ほかの専門職との連携や、区民後見人が受任できるケースをもうちょっと増やしたり、あと、専門職の方に監督人になっていただけるような体制をつくったりというところに関しては、まだ全く着手できていない状況なので、今後進めていけたらなと考えております。

以上です。

○和田基幹相談・権利擁護係長　続きまして障がい、知的障がいの分野について、報告します。障がい援護課の基幹相談・権利擁護係長の和田でございます。よろしくお願いします。

障がいのほう、目標と課題はあるけれども、まだ対策案まで詰められていないものも含めて幾つか出させていただいていますので、その部分をお伝えしたいと思います。

１３ページです。１点目は、やはり相談体制の中で、相談を受けてキャッチするレベルアップというところです。１１番のところです。「権利侵害のリスクが高い障がい者を早期に把握し、必要な支援につなげられる。」こちらが目標（あるべき姿）です。

こちらについては、対策としては、障がい援護課向けの行政職員向けのマニュアルの整備と説明会等を今行っています。また、行政機関以外でも、特に日中活動の事業所の施設が、御家族の高齢化ですとか権利擁護が図られないいろいろなリスクの発見ということでは、今とても力を発揮してくださっていますので、そういった発見するところのレベルアップを引き続きしていきたいと思っています。

単に成年後見制度が必要かだけではなくて、権利侵害全般について、どのような手だてができるのか。多機関との連携ができるように発信できる仕組みを整えるというところを考えております。

１４ページの１４番です。こちらは区民後見人の覧になっています。「在宅、施設、高齢者、障がい者の別にかかわらず、幅広く受任できる仕組みがある」というところです。その中では、１つ選択肢としまして、親族と専門職による複数後見ですとか、後見監督人との組合せという

のが想定されます。ただし、課題感として、後見監督人の報酬というところが未整備であるということを挙げさせていただいています。

次に、１５ページです。後見人支援のところで１９番。課題ですが、障がい分野では、後見業務が長期化し、もちろん「終われる後見」ということもありますが、現時点の制度ですと長期化していきますので、本人の障がい特性ですとか柔軟な対応や継続的な関わりが必要であるというところでは、個人の後見だけではなくて、法人後見等の仕組みが有効ではないかということを挙げています。

対策案として、「先駆事例の調査や視察を通して学びを得て、足立区に適した仕組みを構築する」という対策案を立てています。先月、横浜の中核機関の視察の中で、法人後見についての連絡体制を整えている等のヒアリングも行ってきました。そういった取組をまた続けていきたいと思っています。

次に、１６ページの２６番です。こちらは、チームのところで、２４番の「チーム形成がされない場合がある。特に知的障がい」アップデート版というところで、変更・追加しました。あるべき姿としては、「基幹相談支援センターが中核となり、各相談支援事業所による生活支援と将来支援の両輪を意識したアプローチや、緊急時や成年後見等の申立などに迅速に対応できるチーム支援を促進する」というところです。

こちらについては、対策としまして、「相談支援を中心とした実働支援のチームを強化する」ということで、主任相談員の力や、地域生活支援拠点のコーディネーターと協力してバックアップする仕組みを整えているところです。

もう一つチーム形成の知的障がい分野の課題としましては、東京都以外にある施設、高齢の方で、なかなかまだ地域生活が難しかった方が多く入所施設におられます。そうした遠方の方については自治体を超えた仕組みが必要ですので、他の自治体の中核ですとか行政機関と随時連携を図ることと、Ｋ－ねっとと全国広域の助言機能活用を図りたいと考えています。

すみません、２７のところは、内容ではなくて一部修正で、あるべき姿のところが「被虐待高齢者」となっていますが、こちらは「被虐待者全般」ということで、障がいの部分の課題も挙げさせていただいています。

次に、１９ページです。５０番です。先ほどからお話ししていますように権利擁護の部分、成年後見制度ありきではなくて、成年後見制度以外の部分の充実ということも大事なところと考えています。５０番の日常生活自立支援事業、その他の制度。これから制度の見直しの中で、どのように障がいの特性に合ったもの、障がいの方の状況に合ったものになっていくかというところをしっかり構築する動きを取っていきたいと思っています。

障がいの分野からは以上です。

○立川権利擁護推進係長　ありがとうございました。

次に、中央本町地域・保健総合支援課から、本日欠席ですが説明文を預かっておりますので、代わりに私から読み上げさせていただきます。権利擁護推進係長、立川です。

精神分野の課題と目標です。通し番号１、１２ページになります。ネットワーク部分については、障がい援護課と同じです。関係所管と連携した勉強会や情報共有を行っていきます。

次に、１６ページの通し番号２７になります。障がいについては所管課が複数あり、支援チームのメンバーが多様であること等、対応の個別性が高く、運用手順を確立しにくい状況がある。障がい支援は多職種連携によるチーム支援が多く、支援内容も個別性が高いこと、また、専管部署ではないため、一律の運用手順を確立し

にくい状況がある。

重複障がいのある方や高齢になった障がい者、また、高齢特有の精神疾患がおありの方もいらっしゃいます。ケースに対してはチームで支援しておりますが、対応方法は個別性が高く様々です。どんなケースでも適切な対応ができるよう、国手引や研修等でされる対応手順を基礎としながら、事例を通してノウハウを蓄積していきます。

次に、１９ページ、通し番号５３になります。精神障がいに特に見られる課題ですが、適切な治療と支援があれば、成年後見制度を利用せず生活できる場合でも、支援者側の利便性や債権回収の都合で制度を利用するケースが散見されます。成年後見制度を導入する際には、いま一度、現在の支援は適切・十分であるか見直し、御本人に対して分かりやすい説明を行い、意思を尊重した支援であるかを確認した上で利用につなげていきたいと思います。

以上が精神分野の課題と目標です。

では、次は小林係長、お願いします。

○小林適正化推進係長　足立福祉事務所生活支援推進課適正化推進係長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

福祉事務所におきましては、生活保護を受給されている方の成年後見制度の利用というところで、マニュアルのようなものになりますけれども、被保護者成年後見制度利用支援プログラムというものを作成しておりまして、そちらにのっとって担当のケースワーカーさんが動いていくというような形を取っております。

そこで、課題と目標になりますけれども、ページで言いますと１９ページになります。通し番号４９番になりますが、こちらにつきましては、民法が改正された際には、そのプログラムも併せて修正をしていくというような内容になっております。

１ページ戻りまして、１８ページの通し番号４７になりますけれども、こちらは、ケースワーカーが被保護者成年後見制度利用支援プログラムにのっとり適切に運用しているということを、あるべき姿としまして、対策としましては、福祉事務所内で定期的な研修を実施するという目標を立てております。

ケースワーカーは若い職員が配置されることが多く、なかなか成年後見制度の理解までは十分でない職員が多くおりますので、そういった職員がうまく手続を進められるように、このプログラムを作成して運用していくことで、生活保護を受給されている方で成年後見制度が必要な方に必要な支援をつなげられるのではないかなと考えております。

以上になります。

○立川権利擁護推進係長　石河係長、お願いします。

○石河高齢援護第一係長　医療介護連携課高齢援護第一係長の石河と申します。

私からは、高齢者の成年後見制度に関わる部分について、２点挙げさせていただいております。先ほどの区長申立審査案件の件数でもございましたとおり、高齢者に係る件数については４分の３を超えるというようなことで、足立区においては、２５あります包括と高齢援護係と連携をして、審査請求に係るプロセスであったり、チームの役割分担を定めて、連携体制を取っているところです。

その在り方につきましては、足立区の虐待対応マニュアルに定めております。先ほどの取扱いの件数のうち、虐待の対応件数が、ここ２年あたりで２割程度ございます。１点目の課題ですけれども、１６ページ、通し番号で言いますと２７にございますが、複数の所管で挙げさせていただいていますけれども、高齢援護からは、虐待対応の過程で適時・適切な権限行使、チーム支援の要否の判断及び継続の確認が曖昧になっている事案があるということを課題とし

て挙げさせていただいております。

虐待対応につきましては、高齢者虐待防止法で、届出を受けた場合、行政として適切に措置を講じて、それに係る審判の請求をするものとするとされております。特に後見制度を利用する場合、後見人に選任された場合、すぐに終結ということではなく、養護者の支援が必要であったり、あるいは面会対応に関わる部分での関わりが必要な場合がありますので、虐待の初期段階から終結にかけまして、マニュアルの実際の運用について周知徹底を進めようと考えております。

国・都のほうでもマニュアル改定を行っておりますので、令和８年度中に見直しの作業を予定しておりまして、その中で包括などに周知徹底を図ることを検討しております。

また、高齢援護係の中でも虐待に係る通報を受けた場合、受付票というものを作成しておりますが、それに連動しております簡易的な進行管理表を今年度から用いまして、係長が記録を決裁のときに進捗管理していくということを試行させていただいておりますので、その辺りも必要に応じて見直しを行ってまいりたいと思います。

それから、１８ページ、通し番号の４３番です。課題としましては、親族調査や意向確認に時間がかかってしまう場合があるというところです。具体的な対策ではないんですけれども、高齢援護係が案件として取り扱う場合には、戸籍調査を速やかに実施することであったり、虐待ケースについては、親族の意向確認を実施すべきかどうかの判断を速やかに行うこと。こういったことを係内のミーティングで職員による意識統一を図っております。

また、調査の作業につきましても、課内の権利擁護係の協力を得て進めておりましたので、こうした作業を効率化するといったことも含めて、今後も検討を進めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○立川権利擁護推進係長　最後に、基幹包括、山本課長、お願いします。

○山本基幹地域包括支援センター西部課長

基幹地域包括支援センターの山本と申します。

様々な所管、ここに参加の所管の方々がたくさんの課題を出していただいているというところで、包括のセクションとしても重複する部分がかなり多くあるというところで、基幹からは１点だけちょっと書かせていただいているところでございます。１６ページの通し番号２５のところに、チーム支援というところが書かせていただいているところになります。

御案内のとおり、地域包括支援センターは、御相談が寄せられる中で、介護保険の制度だったり、必要に応じたこういった成年後見制度みたいな人につないでいくというのが主な役割の一つとしてあるんですけれども、やっぱり成年後見制度を活用した際に、後見人となった方が、何かチームで問題が起きたときに、支援の中で問題が起きたときにやっぱり困ってしまうようなところがあると。そんな場合については、直接的な後見人支援については、中核機関の役割の一つにあるかなと思うんですけれども、やっぱりチーム全体が有機的に動いていくために、特に在宅の高齢者の場合であれば、チームの全体調整みたいなのも包括の一つの役割ではないかということでここに挙げさせていただいています。

今後、制度が改正する中で、ますます本人の意向確認が重要になってくる。冒頭、八杖会長もおっしゃっていたみたいに、意向確認が本当に重要な制度になってくるというところで言うと、後見人さんだけが意向確認を実施するのではなくて、チーム全体で御本人の意向がどうであるのかみたいなところを確認しながら支援を進めていくということがいいのかなとい

うことで書かせていただいたところでございます。

基幹からは以上です。

○立川権利擁護推進係長　ありがとうございました。

まだ完成版ではなく素案の段階でございます。今後、庁内推進連絡会にて内容を精査し、来年度の制度審査会にて、またご報告いたしたいと考えております。

以上で議題２、課題と目標の進捗状況についての説明を終わります。

◎八杖会長　詳細にありがとうございました。

では、今の課題と目標につきまして、個別のことでも全体的なものでも、気がついたことなどがございましたら、委員の先生方から少し御意見をいただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○細川副会長　いいですか。

◎八杖会長　細川先生、お願いします。

○細川副会長　司法書士の細川です。

１４ページの通し番号１６の区民後見人の養成のところなんですけれども、下から２番目のところですかね。専門職後見人からのリレーなどを増やせるよう、専門職との連携を強化するというところがあるんですけれども、実際こういうケースは、ここ数年であるんでしょうか。

○平成年後見センターあだち課長　成年後見センターあだちの平です。

前は、司法書士の先生からリレーで来たケースや、区長申立で落ち着いたら区民さんへという条件がついているケースで、施設に入ったのでということで、リレーさせていただくというふうなことはございました。

やっぱり専門職さんがやっていても、もう落ち着いていて、区民後見人で十分対応できるようなものに関して、区長申立に限らずリレーできるような、何かそういうことがあるといいなと考えております。

○細川副会長　ありがとうございます。

実際は、区長申立とかのものに限らず、もともと専門職がやっていて、それをどうですかというケースも結構あると。

○平成年後見センターあだち課長　ほとんどなくて、ただ、区長申立じゃなくて回ってきたというケースが過去に２ケース。同じ先生だったんですけれど、そういう意識があって回してくださったというのがあったんですけれど、すごくそれがよくて、何かあったときに、私たちもその先生にいろいろ教えていただけたというところと、被後見人は去年亡くなられたんですけれども、最後は区民後見人と監督人と、あとその先生も一緒に火葬に一緒に行ってくださいました。その方にとって、最後の最後で支援してくださった方がみんな集まってお見送りできたことがよかったんじゃないかなと思っています。

○細川副会長　ありがとうございました。

◎八杖会長　そうですね。最近、区長申立案件については、これは将来的には区民後見人さんがやれそうだねということについては、申立書にリレー予定と書いていただいて、それで専門職に一旦受任していただくという形を取っているので、そういったケースが増えてきているというのはあるんだと思いますが、今の専門職から委嘱というのはまだまだ少ないと思いますし、また、区民後見人さんの実際に動ける人もそれほどたくさんいるということでもないので、併せてそこはやっていく必要があるのかなというのを、聞いていてちょっと思いました。

ほかにございますか。

それでは、私から幾つかですけれど、今回担当課ごとにそれぞれ課題と目標を整理して、それを一体化していただいたという形になっていますね。恐らくこれをほかの担当課の方が見た場合に、あ、うちも実はこれ、あるねというようなことがきっとあるんじゃないかなと思

います。特に障がいは、かなり細かくいろいろ検討していただいていますので、高齢のほうでは障がいのを見て、どう思われるのかなというようなことがあると思いますから、そこを少しこれからきれいにして作っていくというところで調整をされて、もし言っていることがお互いにそうだねということは追加して、両方の課題として対応されていくのがよろしいのかなと思いました。

それから、これはちょっと全体的な話になるのですが、結局これを作って評価をどうしているのでしょうか。要するに、これができているとかできていないとか。これが多分ステータスというところに少し関係することだと思うんですけれど、そこもしっかりやっていかないと、今までやってきたことというのがどうだったのかというのが、それは実施継続ということになって、やれていないということなのかもしれませんけれど、何をどこまでやったらいいのかというのが、ちょっと見えづらいなという印象を持ちました。

ですから、年に１回ぐらい、この課題と目標を作ってから、実際にそれがどうだったか。今どういう時点にいて、何ができていないのかというのをしっかり意識的に評価していくということも併せて検討していくと、同じことがぐるぐる回ったり、担当者が変わってしまったらリセットされたりとかということが少なくなってくるんじゃないかなと思いますので、そういったことを少し御検討いただくとよいのかなと思いました。

それから、優先順位というのがきっとあるのかなと思っていて、今は並立的に書いていますけれど、まずはどれを優先させるのか、今年度の直近の目標は何かとか、そういったことも少し意識として書いていただくとよいのかなと思いました。

新しい成年後見制度のことがいろいろ含まれていて、意識していただいているんだなと思いましたが、何よりもちょっと重要になりそうなのが、終わった場合どうするのか問題というのがあります。そこは多分総合的な権利擁護支援というところ。この表で言うと、そこに含まれてくると思うんですよね。ですから、成年後見制度だけじゃなくて、権利擁護支援の策をもういろいろ検討していくということだと思うんですが、そこについて少し記載が足りないのかなという印象を持ちました。

特に、高齢者あんしん生活支援事業といったことも含まれてくると思いますので、そこは社協さんのところでいいのかな。追加していただくとか。終わった場合にどうするのか、終えるためにどうするのかというようなことを少し御検討いただくのがよろしいのかなと思いました。

あとは、成年後見センターあだちというところで所管となっているのは、これは中核機関という意味とイコールになるのですか。

○徳井医療介護連携課長　医療介護連携課長の徳井です。

ここは整理しなければならないと思っているんですけれども、成年後見センターあだちの業務に関しては、足立区からの委託事業ですので、我々の所管を恐らく書いて、括弧成年後見センター委託事業だというのを表記すべきだと考えております。

◎八杖会長　委託事業というのは、中核機関としての委託になっている事業なのか。それとも、それとは別の成年後見事業なのか。そこが少し分かりづらくて。恐らくここ、中核機関ということでなければいけないのかなと思ったんですけれど。中核機関、今度法制化される。社会福祉法が改正されて、中核機関も法制化されて、そこで家庭裁判所のやり取りとかすごく増える、期待されているというような事情もあると思いますから、そういったところが新しい制度

の見直しのところとも関連して、もう少し意識的に記載できるとよいのかなと。

中核機関という項目はあるんですけれど、これが必ずしも成年後見センターあだちということでもないのかなというようにも思えて、そこら辺がもやもやとしているんですよね。だから、この成年後見センターあだちというこの所管は、ちょっと分かりづらいなと思っていて。障がい援護は知的が主ですし、高齢援護は高齢で、福祉事務所は生活保護関係、足立保健所は精神障がいで、あだちと基幹と事務局が、ここら辺が何か中核機関っぽいんですけれど、そこがどういう分け方になっていて、何を担当していて、どういう立場でこれをつくられているのかというのがちょっと分からないなと思いました。

○徳井医療介護連携課長　いろいろ御意見いただきありがとうございます。医療介護連携課長、徳井でございます。

まず、先ほど最初にお話しいただいた評価のところについては、やはりしていかなければならないものだなと思います。中には、数値で評価できるもの、できないもの等ありますが、少なくとも１年に１回、これが今どういう状況なのかというのはお示ししていく必要があると思いますので、そこも含めて次回お示ししていきたいと考えております。

次の優先順位については、確かにレベル感がかなりばらばらになっています。大変細かい事務のところを言っているものもあれば、制度的なものを言っているというレベル感もありますので、これは方法を考えますけれど、例えば重点事項とその他事項に分けるといったところで分かりやすく、特に重点事項のところに先生たちに御意見をいただくべきだと思いますので、方法を考えていきたいと思います。

新たな成年後見……、成年後見制度ではないですよね。補助制度ですかね。というところに関わる、高齢者のあんしん生活支援事業とかなんですけれど、これは社会福祉協議会でも検討されていて、同時並行だとは思うんですけれども、令和１０年度から新日自（新日常生活自立支援事業）が始まるというところもありますので、そこの記載は必要かなと思います。

そのほかに、新たな成年後見制度が示されて、いつからとなった場合は、それぞれもうちょっとブレークダウンしていく必要があるかなと思っております。次回の成年後見制度審査会までに示されているかどうか分からないんですけれども、そこら辺も先生たちとお話をしながら、これはつくっていきたいと考えております。

最後の成年後見センターあだちなんですけれども、これは中核機関としてなのか、足立区からの受託機関としてなのか、今、少し混在しているところがありますので、そこはしっかりと明確化した上で、中核機関が担っていくものなのか、足立区の受託機関として担っていくべきなのかというのは、少し分かりやすくしていきたいと思っております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

◎八杖会長　ありがとうございます。すみません。私が色々と聞いてしまったのですが、委員の先生方、何かあったらお願いしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

取りあえず中途の段階ということですので、また改めて整理していただいて、第１回に出てくるんですかね。

○徳井医療介護連携課長　そうですね。第１回にできるところまではお示ししたいと思います。

◎八杖会長　これがあることに、作ったことによって、かなり進捗が足立区はすばらしく進んでいるように私自身は思っておりますので、ぜひよいものにして、分かりやすくてよいものにして、進めていければと思います。皆さん、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

じゃ、この議題はこれでよろしいですかね。

では続きまして、議題の３番、報酬費用助成制度について、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○古橋権利擁護推進係員　議題３、報酬費用助成制度について、事務局の権利擁護推進係の古橋より説明いたします。

まず初めに、お手元にあるピンク色、緑色のパンフレットを御覧ください。足立区では、成年後見制度利用助成事業として大きく２つ、緑色のパンフレットの本人・親族申立費用助成、ピンク色の後見報酬費用助成の事業を行っています。

申立費用助成では、住所要件、経済要件に当てはまる申請者に対し、家庭裁判所に支払う収入印紙、郵便切手の費用、診断書費用、また、鑑定が必要な場合は鑑定費用も足立区にて助成しております。

後見報酬費用助成では、足立区が定める住所要件を満たしている方の中で、報酬の支払いに充てられる資産がなく、預貯金額が６０万円以下の方に対し、家庭裁判所が定める報酬額に対し月額２万円、後見人があだち区民後見人の方は月額１万円を上限に助成しております。

本日は、この２つの助成制度のうち、利用者の多い報酬費用助成金についてピックアップさせていただきます。

資料２０ページの資料３－１を御覧ください。こちらは令和５年度から令和７年度の報酬費用助成の件数と金額の推移を表した表とグラフになります。なお、令和７年度分は２月までの集計となっております。

今回は、高齢分野、知的、精神と分けて記載しておりますが、知的分野につきましては、令和６年度に大きく件数が伸び、７年度も同様の数字となっております。精神分野につきましては、１０件前後を推移している状況でございます。高齢分野は、令和５年度で７３件、令和６年度で８４件、令和７年度２月時点で８６件と、毎年右肩上がりで増加している傾向でございます。3月でも１０件前後の申請を見込んでいるため、高齢の総件数は１００件前後になる見込みであると想定しております。

この助成金額の申請件数の増加に伴い、助成金額も増加しております。このような結果より、成年後見を利用している方において、後見報酬費用助成金の利用需要が増加していることが確認でき、区として、成年後見の利用促進に向け、この点は注視していきたいと考えております。

事務局より説明を終わります。

○徳井医療介護連携課長　若干補足させていただければと思います。医療介護連携課長、徳井でございます。

今日ここで報酬助成のお話をさせていただいたのは、交代になられた委員の先生もいらっしゃるので、まずは制度の紹介というのが１つと、あと実際、我々助成を出している側なんですけれども、お使いいただいている方、成年後見人の立場から、使い勝手どうなのかというところも御意見としていただきたいと思いましたので、議題として上げさせていただいたところでございます。

補足は以上でございます。

◎八杖会長　ありがとうございました。

制度の紹介ということと、使い勝手どうなのかということを聞きたいということで、今、課長からもお話がございましたので、まず、御紹介はよろしいですね。特に細川さんと長島さんは、もう足立区で後見人を受任されてらっしゃるということで、助成制度も使ってらっしゃるということでよろしいんですかね。

○細川副会長　使ったことはないです。

◎八杖会長　使ったことがないのですね。

一応これは国の成年後見制度利用支援事業というのがございまして、国が２分の１だった

かな。都道府県が４分の１で、自治体が４分の１の予算の負担で行っているというものと私は理解しているのですけれど、それとは別ですか。

○徳井医療介護連携課長　申し訳ありません。何らか補助を受けているかと思うんですけれども、申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、また、改めてお答えさせていただきたいと思います。

○村滝基幹相談・権利擁護係主査　基幹相談・権利擁護係の村滝です。

知的障がいについては、地活事業ということで、また別の事業で補助を受けておりまして。

◎八杖会長　なるほど。障がいはそうですね。必須事業ですもんね。

○村滝基幹相談・権利擁護係主査　それで補助事業で、割合としては国補助が２７．２％です。

◎八杖会長　２７．２％。

○村滝基幹相談・権利擁護係主査　２７．２％ほどの割合で補助をいただいているようなところになります。

◎八杖会長　だから、大きな仕組みとしては、多分今のような仕組みなのではないかなと思っておりますが。

足立区では、今お話があったように、年々助成の数が、増えていっているという。やや横ばい的なところもありますけれど、いうお話ですね。それで、今、使い勝手のお話がございましたが、実際に使ってらっしゃる長島さんのほうで、何か使い勝手で気になるところとか。ほかの自治体は対応されていないというお話でしたね。

○長島委員　そうですね。

◎八杖会長　何かあればお願いします。

○長島委員　印象としては、比較的スムーズに助成金を出していただいているイメージがあります。この報酬費用の助成に関しては、私もつい先日利用させていただいたときに、御担当の方から、就任の日から１年後の定期報告で報酬付与の審判を致しますが、就任する時期と活動がスタートする時期と誤差があって、１４か月分御利用いただけるのではないかとご助言をいただきました。私は何か単純に１年分と思っていたのですが、就任の日からの報酬審判であればこういう金額でというふうに御助言いただいて、御親切にありがとうございましたということでした。

この制度があることで、どうしても資力の少ない対象者の方の受任を控えるという実態もあり、専門職としても、やはり手弁当の限界というのがあるので、この制度があることで引き受けていける見通しが立って、最後までお見送りできるんじゃないかということがあります。

６０万円以下というところが多少微妙なところがありまして、本当に最後の見送る金額が、やっぱり６０万円以下の資産で最後を見送ることになったときに、ぎりぎり火葬の費用ですとか。生活保護の対象の方であれば可能ですけれども、結構火葬費用も値上がりしていまして、ちょっと心配なときがあります。

親族で誰か出していただける方がいればよいですが、そこも期待できないとなると、かなりちょっと心配しながらの支援となります。その方の入院費用の支払いもありますし、いろいろな意味で、経済的なところがその人の支援へ影響しないかなというところは気がかりなところがある金額というのが正直なところです。

以上です。

◎八杖会長　ありがとうございます。

私からも何点かお伝えしたいと思いますが、困難事例検討会、区長申立を検討する会に出ていまして、すごいジレンマだなと思うことが１つございます。というのは、最近、冒頭でもお話がありました虐待のケースというのが物すごく増えてきていて、その場合って養護者対応とか、特にクレーム対応とか、かなり専門職の

業務が大変な状況になるというケースがあります。資産がない方の虐待ケースについては、すごい負担なのに月額２万円しか出ないというジレンマを感じることがございます。

その結果どうなるかというと、例えば司法書士さんにやっていただきましょうとか、弁護士さんにやっていただきましょうということになったときに、なかなか手が挙がらないというか、候補者を見つけることがやっぱり難しいという事情があるのではないかなと思っています。虐待ケースがこれからも増えていくということになると、やっぱり大変だったケースについては、それなりの報酬助成をしていただけないものなのかなということをいつも考えたりしています。

また、ほかには債務整理とか破産のケースというのもよく困難事例検討会には上がってきます。債務整理や破産をする場合というのは、司法書士や弁護士は、例えば債務整理するだけで報酬をもらう。あるいは、破産の申立をするだけで報酬をもらうということで、後見業務とは別だという考え方で通常は対応するのですが、それが後見ケースということになると、月額２万円で破産の手続を全部やらなきゃいけないとか、債務整理を全部しなきゃいけないというような問題も出てきて、これもかなりジレンマだなと感じているところです。

そういった場合に法テラスが使えればいいんですが、今の法テラスの制度では、法律専門職が後見人、保佐人に就いた場合には、法テラスは使えませんという。別の方に、弁護士さんや司法書士さんに債務整理とか破産申立をお願いするということはできませんと。自分でやってくださいということになっているので、法テラスが使えないんですね。

ですから、困難事例検討会でもよくあるのは、社会福祉士さんに受けてもらえないだろうかということを検討することがあります。社会福祉士さんが受けていただいて、それで社会福祉士さんであれば法律専門職ではありませんから、法テラスを使うことができるんですね。ですから、債務整理とか破産の申立があるケースは法テラスを使って対応していただくということでどうだろうかというような議論になることがあります。

ただ、社会福祉士さんからすると、なんでこれ、社会福祉士なのという思いももちろんあると承知しておりますし、そこが、ですから報酬助成制度などで、そういった対応をした場合にちゃんと助成ができるという形になるとよいのかなという気はしております。

後見の報酬は基本報酬と付加報酬に分かれて、そういった通常の対応以外のこと、特別なことをやった場合には付加報酬というのを審判で出していただけるということになるんですけれど、そこについて助成をしますというような自治体も出てきてはいるので、そういったことを考えてみてもよろしいのかなと思っているところです。

足立区は、たしか在宅と施設いずれも月額２万円という制度になっていたと思うんですけれど、多くの自治体は、在宅が２万８，０００円かな。施設が１万８，０００円。だから、どうして２万円になっているのか、ちょっといろいろ経緯があるのかも知れず、私は存じ上げないんですが、やっぱり在宅の場合というのは、かなり後見業務としては大変なことになることが多いので、そこは手厚くしていただけると、受任していただける方も増えてくるのではないかなと思っているところです。

あとは、今回の課題と目標のところにもありましたが、助成対象になる専門職の職務というところが、足立区は今限定されているんですかね。後見人、保佐人、補助人、それから審判前保全処分財産管理者は入っていたんでしたっけ。入っていないんであれば、そこは審判前保

全処分する場合には報酬助成できなくなってしまうから入れなきゃいけないということになりますし、あとは課題のところには監督人報酬。これを助成できたらいいんじゃないかというようなことも記載がありましたので、監督人報酬を助成する。ここは任意後見監督人も実はあって、そこを助成することにしている自治体なんかもありますので、どこまでの方に助成ができるようにしておくことが、足立区の成年後見の利用促進を図っていく上でいいのだろうかというような検討をしていただくのがよいのかなと思います。

あとは、これは改善されたと思いますけれど、一遍足立区で助成をしたんだけれど、引っ越しをして他の自治体に行った場合に助成がされなくなってしまう問題というのが従来あって、これは改正されたんでしょうか。今、回答ができるんであればお願いします。

○小林権利擁護推進係員　権利擁護推進係の小林です。

その転居というのは、単純にアパートからアパートへの引っ越しでしょうか。

◎八杖会長　他市区町村に、例えば在宅だったんだけれど、区外の施設に入った場合に、区の助成が継続されるかという問題があったかと思うんですけれど、これは解消されたんですか。

○小林権利擁護推進係員　はい、解消できています。住所地特例など、足立区が介護保険者のままになっているなど条件を満たしている場合に出来ます。

◎八杖会長　そのような場合にはできるということですね。

介護保険者だけじゃなくて、生活保護実施とか、やむ措置（「やむを得ない事情」に基づく例外的な措置）実施とか、いろいろな権限行使をして対応した場合は、全て実施をした足立区のほうで助成していただけるということになっていましたか。

○小林権利擁護推進係員　そうですね。今お手元にあるピンク色の紙の報酬助成の案内の住所要件についてというところですね。足立区外に住所のある方でも、区外の施設入所に伴う足立区からの転出で、その下の条件に当てはまるものでしたら助成対象となります。

◎八杖会長　そこは足立区としてはちゃんとクリアされたということで、ほかの自治体ではそれがそうなっていなくて、転居した途端、うちの自治体の助成が使えませんと言われて、後見人が困ることになることもあるので、そこはよかったなと思っております。

○村滝基幹相談・権利擁護係主査　障がい援護課基幹相談・権利擁護係の村滝です。

高齢の分野では解決されたといったところがありますが、知的障がいの分野では一部、住所地要件や保険者や援護の実施機関の要件で改善されていないところもあり、そこが課題となっているところがあります。

あと、先生からいただいた話で、助成されない方ということで、要綱を御覧いただいて、２２ページの第３条の２項のところです。今課題になっているのが、平成２７年３月３１日以前に親族申立を行った知的障がいの対象者の方がいらっしゃいまして、その方の親御さんが後見人に選任され、御高齢になられて、その後、後見人を引き継ぐといったときに、２番目の（１）の要件で、平成２７年３月３１日以前に、本人又はその親族による審判請求により、後見開始の審判の決定を受けた被後見人等は助成対象にならないといったことになっております。なので、リレーした場合にも後の後見人が専門職の方であった場合に助成できないということが課題であるといった現状もあります。

◎八杖会長　それも併せて課題として記載しておいてよろしいんじゃないかなと思っております。

これは私から質問ですが、年間の予算という

のはどれぐらいを取られていて、これが余っている状況なのか、それとも足りなくなっている状況なのかというのは、お分かりになるのでしょうか。

○徳井医療介護連携課長　医療介護連携課長、徳井でございます。

　年間については、大体３，０００万円ほど予算計上しています。３，０００万円ほど予算計上しているところなんですが、先ほど古橋からお話があったとおり、年々需要が増えておりまして、毎年、補正予算を組んで対応してございます。

◎八杖会長　そうすると、当初予算が３，０００万円？

○徳井医療介護連携課長　そうですね、はい。

◎八杖会長　それで補正予算を組むと、でも、これ、全部足しても令和７年なんて３，０００万円にはならないですよね。２，２００万円、３００万円ぐらいですか？

○徳井医療介護連携課長　失礼しました。当初予算で言うと２，１００万円ほどになります。

◎八杖会長　２，１００万円。

○徳井医療介護連携課長　はい。

◎八杖会長　それで補正をして。

○徳井医療介護連携課長　補正をして、たしか１５０万円ほど補正をしていたと思うので、２，３００万円ほどになっていたかと存じます。

◎八杖会長　そこも一緒にちょっと考えていただきたいなというふうには思っています。恐らく足立区の少なくとも区長申立の件数を見ている限り、ほかの自治体との比較で考えると、予算が少ないのかもしれないなというふうにはちょっと思っていたんですけれど、そこはほかの自治体でどうなっているのか。毎年、東京都からデータが公表されていると思いますから、それなんかも見て、もう少しきちんと予算が積めるとよいのかなということもちょっと感じたところですね。

○徳井医療介護連携課長　すみません。幾つか御質問、御意見をいただきましたので、少しジャストな答えはできないかもしれないんですけれど、まず、さっきの予算計上のお話なんですけれども、基本的に何か増要因があったときにやっぱり予算が増やせるということになっています。

　成年後見人の数を見ると正直横ばいになっておりまして、ただ、成年被後見人が、さっき村滝からお話のあった平成２７年以前に審判を受けたかどうかというのが分からないので、報酬助成の対象かどうかというのは分からないところですので、ちょっと具体的に予算の積み増しができないという状況です。なので、今年度かかった分をベースに予算計上しているというのが現状でございます。

　ただ、予算については、適正に必要な分を計上していくのが足立区のスタンスですので、やっていきたいと思います。

　先ほどお話しいただいた報酬助成の額のところなんですけれども、先生がおっしゃられたように、在宅と施設で分けているところもあったり、あとは、審判を受けた額を全額出している区なんかもあって、かなりまちまちになっています。ここについては少し研究をさせていただいて、実は先生からもお話をいただいているんですけれども、以前、違う社会福祉士の方から、報酬が月２万円しか出なくて、その後どうしているのかというと、特に何ももらっていないよという話があったりして。特に社会福祉士は生保の方とかを受けることが多くて、多くはもらえないよというお話をされていたりして、それでちょっと成り手がいなくなってしまうというのは問題ですので、課題として我々で捉えさせていただいて。また、ちょっと予算計上のお話になりますので、少し検討していきたいと思っております。

　最後に１個だけ。さっき監督人の報酬につい

て課題のところに出していたんですけれども、成年後見センターあだちがここでつけているのが、区民後見人の監督人の成り手がなくて、監督人報酬の助成制度をつくれば、そこの監督人がちゃんとやってくれるんじゃないかという多分コンセプトで上げてくれていると思うんですけれども、そこについては、何も成年後見人が監督人をやるだけではなく、八杖先生がおっしゃられたとおり、組織としてバックアップをしていくという方法もありますので、ちょっといろいろな方法が考えられると思います。そこは同時に研究していきたいと思います。

お答えになっていないところも多いかと思いますが、私からは以上でございます。

◎八杖会長　ありがとうございます。

使うかどうかは別として、できるだけ広くカバーできるようにしておくのが、多分支援する側としてはいろいろな支援の選択肢が増えることになると思うんですよね。ですから、監督人で出すということは、実際には年間１件あるかとかそういうことかもしれないけれど、取りあえず監督人にも助成できるということになると、監督人を使った支援というのを検討することができるようになるので、さっきの審判前保全処分なんかも、財産管理者なんかも入れておくほうがよいのではないかなと。支援者の立場からするとそんな印象を持っておりますので、併せてちょっと御検討いただくとよいのかなと思っております。

助成のところについては、委員だけに限らず、今日御参加の皆さんからも何か御意見とか御質問とかがあったらと思いますけれど、いかがですか。

○徳井医療介護連携課長　医療介護連携課長、徳井です。

先ほど村滝からあった、平成２７年以前に審判を受けた方で、最近やっぱり法人後見が増えてきて交代するというケースが少し出てまいりました。これについて、もともと制度をつくったときに想定をし得ないことになったのではないかなと思いますので、これを含めて少し要綱の改正は考えたいなと思っております。

◎八杖会長　そもそもこの２７年というのは何の日なんですか。

○徳井医療介護連携課長　平成２７年以前は、区長申立に係るところだけ報酬助成をしていてという絡みですね。

◎八杖会長　本人申立とか親族申立も増やしたってとこがね。

○徳井医療介護連携課長　そうですね。ただ、それ以前にやった人まで受けてしまうとキャパオーバーになってしまうので、そこで線引きをしたということかと思います。

◎八杖会長　分かりました。

ほか、何か、委員の先生方も気になることとかがあったら。

よろしいですか。

じゃ、これもまた引き続きの検討で、せっかく議題に上げていただいたので、何かしら進むとよいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ほかの自治体もこの時期、利用支援事業をちょっとずついろいろ変えています。ですから、２３区内がちょっとどうなっているのかというのをいろいろヒアリングしたりとかして、足立区にぴったりになるようなものを少し御準備いただけるといいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○徳井医療介護連携課長　ありがとうございます。

◎八杖会長　では、こちらの議題はよろしいでしょうか。

続きまして、今、議題の３が終わりましたね。議題の４、困難事例検討会から審判までの平均所要日数について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いしま

す。
○水野権利擁護推進係主任　権利擁護推進係の水野です。
お手元の資料２５ページ目の資料４について御説明させていただきます。
こちらの表は、令和２年度から令和７年度７月までの高齢者の区長申立案件で鑑定をしなかった場合の困難事例検討会から、家庭裁判所の審判が下りるまでどれくらい日数がかかっているのかというものを示したものです。
足立区では、まず、毎月上旬に開かれる困難事例検討会という一番初めの会議体に案件が上がります。その後、毎月下旬の区長申立等審査会で区の決定をしてから、区長申立の案件を処理しております。区長申立等審査会で決定されますと、専門職団体等に候補者依頼をかけ、候補者が決まりましたら、顔合わせ会議を行い、並行して戸籍や診断書など必要な書類を取り寄せて、ようやく家庭裁判所へ申立できるという流れになっております。
表の中の①については、一番初めの会議体である困難事例検討会から実際に家庭裁判所に申立をするまでの平均日数を出したものです。②については、家庭裁判所へ申立をしてから審判が下りるまでの平均日数となっております。③については、①と②を合計したものです。
令和７年度につきましては、審判が下りていないケースも多々ありますので、４月から７月の困難事例検討会に上がったところまでの数字で出しております。①の困難事例検討会から申立までは、平均で１０５．１日。②の申立から審判までは１９．９日。③の困難事例検討会から審判までの合計は１２５日となっております。
昨年度に比べますと、少しですが全体的に遅くなっていることが分かります。遅くなっている理由としましては、候補者がなかなか決まらないケースがあることや、医療機関からの診断書の送付が遅くなるといったことが考えられます。特に虐待ケースや本人の拒否感が強いケースにおいては、候補者の手が挙がりにくい傾向があると感じております。希望の職種での候補者が見つからない場合は、別の専門職団体へ候補者依頼をかけることになりますので、こういったことが遅くなってしまう要因かと考えております。
診断書については、事前に医師から後見類型の見立てをいただいており、速やかに医療機関に作成依頼をしているのですが、書いてくださる先生の御都合もございますので、実際には区に届くのが遅くなるケースもあるのが現状です。
その下の参考１というのは、鑑定を実施した場合の日数を表しています。令和７年度については、４月から７月までの数字ですが、鑑定件数は１件となっております。昨年度までと比べますと、鑑定の件数は減っているように感じます。鑑定が入るということは、診断書の内容に疑義があるということですので、これが少ないのは、申立の際に本人情報シートを添付するようになったことが大きいのではないかと考えております。
ちなみに、今年度鑑定になったケースですと、②の申立から審判まで９９日となっております。上の表の令和７年度の②の数字が１９．９日ですので、鑑定が入ると８０日ほど多く日数がかかることになります。
本人をよく知る地域包括の職員やケアマネジャー、施設の相談員などが本人情報シートを作成することで、診断書の補助の役割をし、裁判所としても早く判断ができるのではないかと思っておりますので、こちらは今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。
その下の参考２については、困難事例検討会から審判が下りるまでの間にお亡くなりになられた方の数を示しています。審判が下りるま

でこれだけ時間がかかりますので、途中でお亡くなりになる方が一定数発生してしまうというのが現状です。これを踏まえまして、できる限り時間短縮を図る必要があると考えております。

その下の参考３については、緊急事務管理の数字です。緊急事務管理については、区から社会福祉協議会の成年後見センターあだちへ委託をして、審判が下りるまでの金銭管理等をしていただいております。こちらは母数自体がかなり少ないですので、あくまでも参考という形で掲載しております。

私からの説明は以上となります。

◎八杖会長　ありがとうございました。

今の困難事例検討会から審判までの平均所要日数について、何か御質問等があったらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

これは私が知る限りで、多分足立区でしか調査していない大変貴重なものです。今の御報告によると、鑑定になると約２．５か月から３か月ぐらい時間がかかっているということの統計的なまとめということだと思うんですよね。ですから、先ほど水野さんから御説明いただいたとおり、診断書をしっかり作っていただくということができると鑑定にならない可能性が高くて、２．５か月プラスあと鑑定費用が出ないということになるのですが、これが曖昧な内容になっていると２．５か月延び、その間に亡くなってしまう可能性も増え、また、鑑定費用もかかるというようなことが分かるような資料になっておりますので、何か御意見があったらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○細川副会長　司法書士、細川です。

申立から審判の平均日数のところなんですが、令和７年のところの司法書士が急激に日数が増えているんですけれども、何かあったんでしょうか。それまでは多分一番早く審判が下りている感じがするんですけれど、急激にここだけ延びているので、何か事情が分かればと思いまして。

○水野権利擁護推進係主任　そうですね。原因としては、もしかしたら候補者がなかなか決まらないケースがあったりして、そこでちょっと時間が取られているのかもしれないです。

○小林権利擁護推進係員　権利擁護推進係、小林です。

先ほど水野が説明したのもありますが、最初に社会福祉士さんに断られ、弁護士さんに断られ、最終的に司法書士さんが引き受けていただいたという案件があるので、恐らくそういった原因で延びているのではないかなというふうに感じます。

○細川副会長　では、そこまで含めた日数って感じですよね。

○小林権利擁護推進係員　はい。

○細川副会長　わかりました。ありがとうございます。

◎八杖会長　ほか、いかがでしょうか。

よろしいですかね。継続して、この資料大変貴重だと思いますし、私もほかの自治体に行って、足立区ではこういうふうに出してくれているから、みんなちゃんと診断書をしっかり作ってねというようなことでもお伝えしているところですから、引き続き統計を取っていただきたいということと、やっぱりここから分かること。今、水野さんがいろいろ御説明いただいたことが幾つもあったと思いますから、それをきちんと関係機関などに周知していただいて、診断書をちゃんと作ろうとか、あるいは本人情報シートをちゃんと作ろうとか。あるいは専門職団体できちんと速やかに候補者を推薦してもらおうといったことに役立てていただきたいと思います。

よろしいですかね。

では、次の議題にまいりたいと思います。議

題５は個別事例についてご報告をお願いしたいと思います。

（議題５の質疑は非公開）

◎八杖会長　最後議題の６番です。その他について、事務局から御説明をお願いします。
○立川権利擁護推進係長　権利擁護推進係長、立川です。
（１）令和７年度あだち区民後見人の応募状況について御説明いたします。
先ほどの個別案件資料をもう一度ご覧ください。真ん中の表に７年度公募予定という表があります。今年の１月に公募説明会を行いまして、参加者は１４名でした。先月２月に第一次選考、作文ですけれど、応募者が８名ありまして、そのうち６名が合格となりました。来週、第二次選考、管理職の面接がございます。応募状況については以上となっております。
続きまして（２）、第３回ネットワーク協議会の開催結果について御説明いたします。
２６ページ資料６のとおり２月２日に開催いたしました。ネットワーク協議会は現在１７名の委員で構成されておりまして、当日は１６名の委員が出席されました。弁護士、司法書士、社会福祉士、医師会、福祉施設、金融機関、消費者センター等、様々な職種の方がメンバーとなっております。ネットワーク協議会設置要綱上、活動期間は２年、再任可となっております。それぞれの立場でのご意見をいただきました。
議事は次第に記載のとおりでございます。詳しい内容については割愛させていただきますが、最後の項目のところの、令和８年度から協議会委員の方への謝礼を増額いたしました。現状１，５００円となっておりますが、８年度からは７，０００円とすることについて、ご案内させていただきました。
以上、簡単ですが、ネットワーク協議会の開催結果についての説明となります。
○徳井医療介護連携課長　少しだけ補足させてください。
◎八杖会長　お願いします。
○徳井医療介護連携課長　恐れ入ります。
協議会委員への謝礼なんですけれども、今まで１，５００円と、かなりほかのネットワークと比べても安かったので、今回７，０００円と増額をしたところでございます。特に業務が増えたとかそういう事情はございませんので、そこを御周知させていただきます。
◎八杖会長　ありがとうございます。
細川さんがネットワーク協議会に出ているんですよね。何かこのときの第３回について、御感想なり御意見なり、何かありましたら補足をお願いしたいんですが。
○細川副会長　補足というわけではないんですけれど、ネットワーク協議会の内容を御存じないかと思いますので、ここに書いてあることの中で、区長申立の利用状況なんかは今日の報告とほぼ同じ感じですよね。あとは、具体的な事例のところで、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、あとは福祉関係者、金融機関等から、実際どうですかねみたいな意見をもらって事例の検討をしているというのが２番のところになります。だから、もっと幅広い意見を区の代表の方からいただいているような感じで、協議というかお話合いをしている感じです。
特に補足的なことはないんですけれども、そういう感じの内容になっていますので、今岡先生とか長島先生は御存じないと思いますので、ちょっと補足させていただきます。
◎八杖会長　ありがとうございます。
やっぱりこの地域連携ネットワーク協議会って、先ほどの課題と目標にも載っていたと思いますけれど、これによって専門職団体、その他成年後見制度に深く関わる各種の機関と連携をすることによって、足立区の成年後見制度

の運用がうまくいくようにという趣旨でやっているものですよね。

今回のテーマを見ると金銭搾取の被害者支援ということで、経済的虐待から、悪質商法から、そういったケースは足立区の中でもたくさんあって、そこに成年後見制度がどう使われるのかということを多分議論されたんでしょうし、金融機関が御参加されているということですと、金融機関からどう見えているかというような情報提供もあったんでしょうし、また、終身サポート事業者ガイドラインについても情報共有して、足立区内でもたくさん活動されてらっしゃると思いますので、それが成年後見制度とどう結びついているのか。

一応言われているのは、判断能力が低下しても、成年後見制度に結びつかないで対応されている終身サポート事業者が多いということが言われていますから、足立区でどんな状況になっているのか。社協さんは終身サポート事業者として、ここも社協も含まれるという評価になっていますから、どんな御感想なのかというようなことでいろいろ情報共有するという、そんな会議が定期的に３か月に１回ぐらいですか？

○細川副会長　年３回です。

◎八杖会長　年３回行われているということです。漠然として協議会を開くというよりかは、ここで得られたものをどう制度に、足立区内で還元するかというようなことも常に意識しながら御対応いただきたいと思います。ぜひこういった活動を継続していただきたいと思っております。

この件について、何かございますか。ほかに協議会の件について。

よろしいですかね。

では、ほかに御意見や御質問がないようなので、その他については以上とさせていただきます。

本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。よろしくお願いします。

○徳井医療介護連携課長　皆様、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、これにて令和７年度第３回足立区成年後見制度審査会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（　閉　会　）